

指導者や保護者の皆様へ

スポーツ少年団活動に適切な休止日を！

第3日曜日は

全県一斉活動休止日！



秋田県スポーツ少年団活動の新指針スタート！

秋田県スポーツ少年団は、心身ともに健全な団員の育成と充実した団活動の推進を目指し、「第3日曜日は、原則として全県一斉活動休止日」を含んだスポーツ少年団活動の新指針を定め（平成30年4月1日から適用）、県内の全てのスポーツ少年団が遵守するものとします。

秋田県スポーツ少年団活動の新指針

活動日数・休止日について

週当たりの活動日数は**4日以内**とし、3日以上の活動休止日を設けましょう。

第3日曜日は、原則として全県一斉の活動休止日とします。

競技団体等が主催する大会が、第3日曜日に開催される場合、参加・不参加の判断は、各団において行うものとする。第3日曜日に行われる大会に参加する場合は、第4日曜日を活動休止日として確保するものとする。

ただし、育成母集団（保護者会・親の会・育成会等）が主催する招待大会等を、第3日曜日に開催することは、原則禁止とする。

スキー・スケート等の季節限定種目は、この規程を適用しないものとする。

活動時間について

平日の活動時間は、休憩を含んで**2時間以内**を目安にしましょう。

大会参加や練習試合について

過熱化に陥らないよう、大会参加や練習試合等を**精選**しましょう。

暴力等の根絶について

殴る・蹴る等の**身体的暴力**や言葉や態度による**精神的暴力**、セクハラ等の**反社会的行為**を根絶しましょう。

この活動指針は、県内の全てのスポーツ少年団の指導者や保護者、団員が遵守するものです。

指針の内容に著しく反して活動した指導者や団に対しては、活動状況を精査の上、「**スポーツ少年団登録者処分基準**」により、然るべき処分・罰則が適用されることとなります。